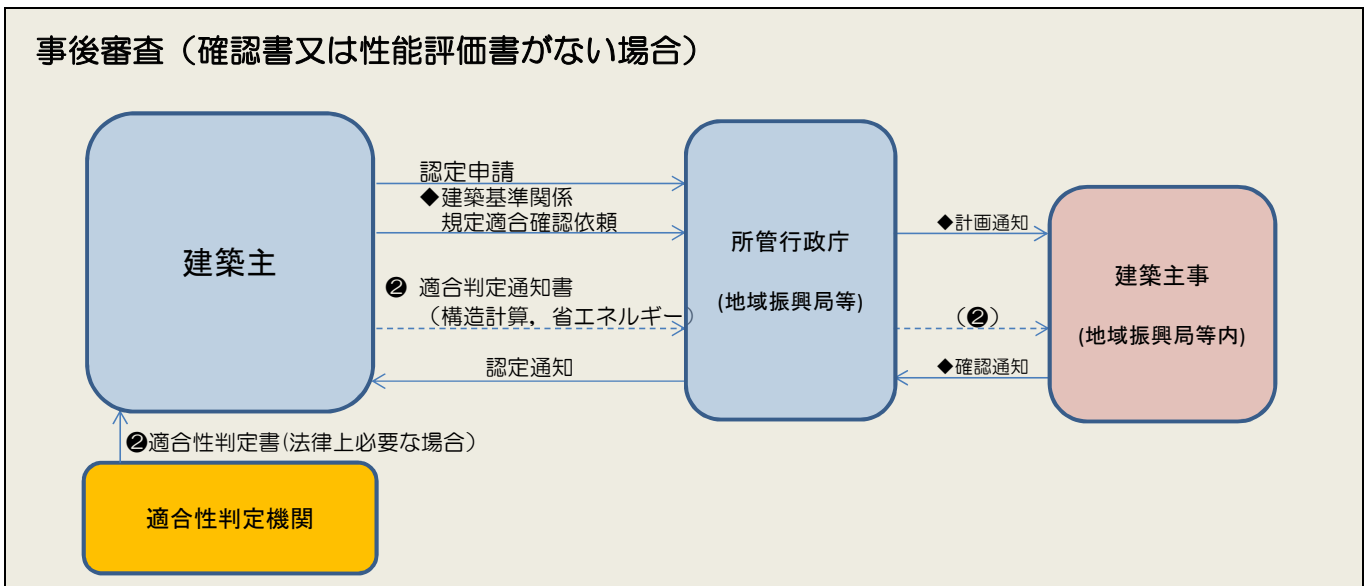
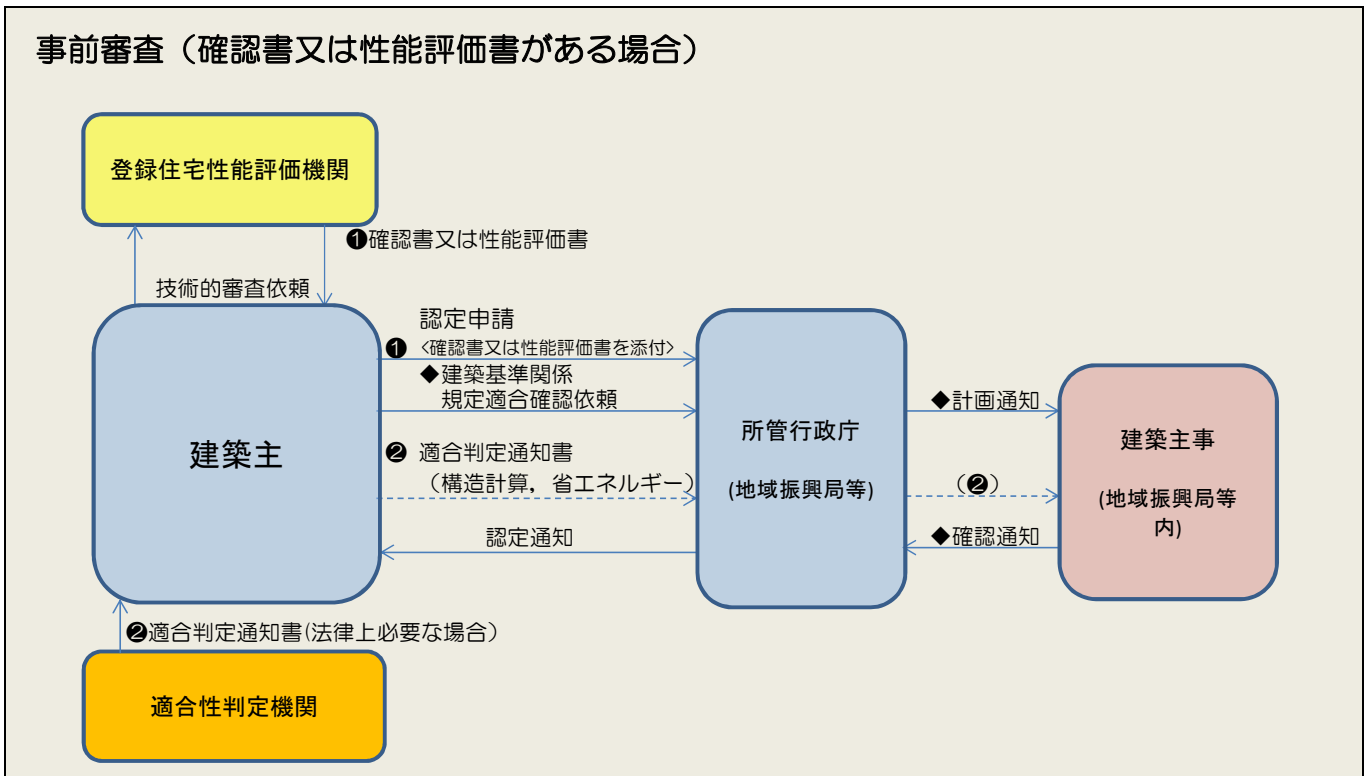


■手続きフロー図（新築，増改築）



① 申請に係る住宅が、住宅品質確保の促進に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合、事前審査ありの手数料区分が適用されます。詳しくは、手数料一覧をご覧ください。（R4.2.20～）

② 認定申請と併せて建築基準関係規定への適合確認を依頼する住宅が、構造計算，省エネルギー等の適合性判定を要するものである場合、適合性判定通知書の写しの提出を求めます。（構造計算：H27.6～，省エネルギー：H29.4～）

【共通】添付図書等については、認定申請に係るものと、同一の計画内容のものであることを確認するため、要領第4条第7項の規定により、写しの原本の提示，又は発行機関による照合の押印等を指示する場合がありますのでご注意ください。